

定価等部会の設置及び同部会に付託する事項(案)

資料 1 - 4

- たばこ事業等分科会に定価等部会を設置し、同分科会の調査審議事項のうち、以下の事項については、財政制度等審議会議事規則第9条第3項に基づき、定価等部会に付託する。
- 当該調査審議事項に係る議決については、同条第4項に基づき、定価等部会の議決をもってたばこ事業等分科会の議決とする。

＜複数の事業者から同一品目について異なる定価の認可申請があった場合＞

1. たばこ事業法施行令第4条第5項に定める二以上の者から製造たばこの一の品目について異なる小売定価の認可の申請があった場合における認可等に関する事項

＜年齢識別装置を装備した自動販売機であるか判定をする場合＞

2. たばこ事業法第24条第1項に基づく製造たばこの小売販売業の許可に条件として付される「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置(たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。)を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」に係る「年齢識別装置を装備した自動販売機」への該当性の判定及びその基準に関する事項

＜主務大臣の指示又は勧告に従わない事業者へ命令する場合＞

3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項に定める財務大臣の命令に関する事項
4. 資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項に定める財務大臣の命令に関する事項
5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項に定める財務大臣の命令に関する事項

財政制度等審議会議事規則(抄)(平成13年1月19日財政制度等審議会総会決定)

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

3 会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。)は、調査審議事項が部会に調査審議させることが適当と認められる場合には、部会に付託することができる。

4 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。